

# いじめ重大事態に関する調査報告書

【概要版】

宮崎市教育委員会

令和8年3月

## 目次

- 1 いじめ重大事態の調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 調査の概要
  - (2) 当該事案の概要
  - (3) 調査組織について
  - (4) 教育委員会による調査等の経緯と対象
  
- 2 いじめの調査及び事実確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 学校が実施した調査
  - (2) 教育委員会が実施した調査
  - (3) 調査結果から被害生徒に行われた行為として確認できなかった内容
  - (4) 調査結果から被害生徒に行われた行為として確認できた内容
  
- 3 学校のいじめ対応に関する教育委員会による調査・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 調査の方法
  - (2) 調査の結果
  
- 4 教育委員会による分析・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 学校及び教育委員会による「いじめ」の事実確認
  - (2) 学校の対応状況
  - (3) 学校の対応に関わる課題
  
- 5 教育委員会による分析・評価に対する宮崎市いじめ防止対策委員会からの提言・・ 5
  - (1) 本件事案への対処について
  - (2) 学校が行うこと ～X中学校に対する再発防止策の提言～
  - (3) 教育委員会が行うこと ～教育委員会に対する再発防止策～

## 1 いじめ重大事態の調査概要

### (1) 調査の概要

- 被害生徒：Aさん（3年）
- 加害生徒：Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、Fさん、Gさん、Hさん、Iさん（3年）

本報告書は、宮崎市立X中学校におけるAさんに対するいじめ重大事態に関する調査報告書であり、被害生徒保護者、加害生徒、学校関係者（学年職員、スクールサポーター、生徒指導主事、管理職、小学校時の職員）を対象に聞き取り調査を行い、いじめ事実の確認、組織としての対応、再発防止策をまとめたものである。

本事案は、複数の生徒によるいじめによって被害生徒の心身に大きな被害が生じた事案である。被害生徒保護者は、令和6年8月頃から被害生徒の不調を感じており、令和6年冬頃に深刻化したと感じていた。被害生徒は恐怖感を感じたり、外出ができないといった「適応障がい」の症状が出ていた。本事案が発覚した時期に、改めて担当医から「これまでのデータを分析した結果、この適応障がいは長期のいじめによるものである。」という診断を受けた。被害生徒は発達障がいがあり、自分の意見や考えを表現することが難しい。本事案は、教育相談において、ある生徒からの訴えで発覚している。教育委員会は、学校が調査を進める中で把握したいじめの状況から、重大事態が発生したと判断した。

### (2) 当該事案の概要

令和7年6月12日の教育相談で、ある生徒から学級担任へ「Aさんがトイレを覗かれているのを見た」と情報提供があり、学校は聞き取り調査を実施した。その結果、被害生徒が令和6年11月頃から令和7年6月にかけて、複数の生徒により以下のようないじめが行われていた疑いが発覚した。

- ・蹴られる、叩かれる、押される、掴まれる ・所持品を隠される
- ・複数人で囲まれる、脅される、強要される
- ・トイレの個室に入っている時に上から覗かれる
- ・周囲に人がいる中で無理やりパンツを脱がされる

6月17日に学校は確認内容を被害生徒保護者へ説明し、同日に教育委員会へいじめ事案として報告した。保護者からの要望を受け、6月19日に3年生全員に対するアンケート調査を実施した。アンケート調査において、学年の45名の生徒が、被害生徒に対していじめと疑われる行為を見たことがあると記載していた。いじめの事実が確認された生徒（8名）には反省文の提出と、保護者同伴での謝罪の場を設定し、暴力行為等悪質な行為のあった生徒5名については6月24日から7月11日まで別室対応とした。

教育委員会は7月4日、本事案を「いじめ防止対策推進法」に基づく「重大事態」と判断した。7月7日に市長へ報告し、7月9日に被害生徒保護者へ説明を行った。

被害生徒保護者より、これまでの学校での調査に加え、①加害生徒への事実の再確認、②いじめアンケートのチェック体制の適切性の確認、③学校のいじめ対策委員会の機能状況の確認、の3点について追加調査の要望があった。

今後は、学校の調査結果を基に、教育委員会が主体となり、保護者からの要望を踏まえた追加調査（加害生徒への再確認）及び学校のいじめ防止体制（アンケートチェック体制、いじめ対策委員会の機能）に関する調査を進めることとなった。

また、保護者の要望もあり、調査には第三者として宮崎市いじめ防止対策委員会も参画し、調査に関する助言や、調査結果から学校や教育委員会への提言を示した。

### (3) 調査組織について

【調査主体：宮崎市教育委員会 学校教育課】

小川 充（課長）、西村 広行（主幹兼生徒指導係長）、外山 宏幸（主幹）  
徳田 尚文（指導主事）、上石 直人（指導主事）、細山田 真也（指導主事）

【参画：宮崎市いじめ防止対策委員会】

河原 国男 委員（大学教授）、八重尾 龍 委員（弁護士）、  
丸山 悠子 委員（病院職員）、三城 恵利 委員（宮崎市民生委員）

(4) 教育委員会による調査等の経緯と対象

- 第1回：令和7年7月28日（月）  
報告・検討：（臨時）第2回宮崎市いじめ防止対策委員会
- 第2回：令和7年8月1日（金）  
聞き取り調査：J先生（1年時担任）、K先生（3年副担任）、  
L先生（スクールサポーター）
- 第3回：令和7年8月5日（火）  
聞き取り調査：M先生（生徒指導主事）、N先生（3年副担任）、  
O先生（3年担任）、P先生（3年担任）
- 第4回：令和7年8月6日（水）  
聞き取り調査：加害生徒（Fさん、Cさん、Gさん、Iさん、Eさん、Bさん）
- 第5回：令和7年8月6日（水）  
聞き取り調査：Q教頭、R先生（3年学年主任）
- 第6回：令和7年8月7日（木）  
聞き取り調査：加害生徒（Hさん）
- 第7回：令和7年8月18日（月）  
聞き取り調査：加害生徒（Dさん）
- 第8回：令和7年8月25日（月）  
聞き取り調査：S校長（被害生徒が小学校6年生時の教頭）
- 第9回：令和7年9月11日（木）  
聞き取り調査：P先生（3年担任：2回目）
- 第10回：令和7年9月11日（木）  
聞き取り調査：S校長、T先生（被害生徒が小学校6年生時の担任）
- 第11回：令和7年9月18日（木）  
説明・協議：（臨時）第3回宮崎市いじめ防止対策委員会
- 第12回：令和7年10月7日（火）  
説明・協議：（臨時）第4回宮崎市いじめ防止対策委員会
- 第13回：令和7年10月28日（火）  
説明・協議：（臨時）第5回宮崎市いじめ防止対策委員会
- 第14回：令和7年10月30日（木）  
いじめの解消の判断に係る聞き取り調査
- 第15回：令和7年11月17日（月）  
いじめの解消の判断に係る聞き取り調査
- 第16回：令和7年11月18日（火）  
いじめの解消の判断に係る聞き取り調査
- 第17回：令和7年11月26日（水）  
説明・協議：（臨時）第6回宮崎市いじめ防止対策委員会
- 第18回：令和7年12月23日（火）  
説明・協議：（臨時）第7回宮崎市いじめ防止対策委員会  
聞き取り調査は全て対面形式で行われた。

2 いじめの調査及び事実確認

(1) 学校が実施した調査

被害生徒保護者から、「3年生全員に対するアンケート調査」の実施の要望があったため、学校は3年生にアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果のうち、いじめが疑われる事案について、アンケートの回答に名前が記載されている生徒や、被害生徒が記憶していた生徒への聞き取りを行った。

また、アンケート調査の結果から、学校が被害生徒保護者から追加調査の依頼を受けて、学校が該当生徒へ聞き取りを行った。

(2) 教育委員会が実施した調査

これまで学校が行ったアンケートや聞き取り調査の結果を基に、被害生徒保護者の意向を踏まえ、加害生徒8名に調査を行った。調査の内容については、加害生徒が、これまでに学校が調査した結果で分かった事実との整合性の確認をはじめ、アンケートの回答から、事実が確認できていない事案についての聴取等を行った。

(3) 調査結果から被害生徒に行われた行為として確認できなかった内容

- ・着替えの邪魔をされた（着替えさせようとした）。
- ・着替えの時に下着を脱がされた。
- ・女子生徒3名から「気持ちわるっ」「きも〜」等の言葉で馬鹿にされ、ばい菌扱いをされる等の嫌がらせを受けた。

上記の内容については、確認はできなかったが、複数のアンケート情報や周囲の証言があった。

(4) 調査結果から被害生徒に行われた行為として確認できた内容

- ・嫌な言葉を言われた
- ・トイレの個室に入っている時に上から覗かれた
- ・ごちょごちょされた
- ・髪の毛を触られた
- ・ユーチューバーのあいさつを言われた
- ・こぼれたお茶をAさんの水筒カバーで拭かれた
- ・消毒液をかけられた
- ・蹴られた
- ・胸ぐらを掴まれた
- ・複数名から囲まれた
- ・背中を押された
- ・「邪魔だ」と言われた

3 学校のいじめ対応に関する教育委員会による調査

(1) 調査の方法

○ 教育委員会は、教職員一人一人に対して全て対面形式で聞き取り調査を実施した。質問した内容は以下のとおり。

- ① 「X中学校いじめ防止基本方針」の共通理解の状況について
- ② いじめアンケートの取扱い状況について
- ③ 被害生徒の生徒理解の状況について
- ④ 小学校から中学校への引継ぎ状況について

(2) 調査の結果

「4 教育委員会による分析・評価」に記載。

4 教育委員会による分析・評価

(1) 学校及び教育委員会による「いじめ」の事実確認

本来、被害生徒からの聞き取りを行うところであるが、教育委員会は被害生徒保護者と確認の上、被害生徒への聞き取りではなく、被害生徒保護者が自宅で被害生徒に聞き取ったことや、記憶をメモに取らせた情報を基に事実確認を行ってきた。被害生徒が記憶をたどって書き起こしたメモには、「叩かれた」「蹴られた」「押された」といった身体的暴力や、「トイレの個室に入っている時に上から覗かれた」といった性的な嫌がらせ行為について日時や状況が詳細に記載されていた。また、学校が行ったアンケートの内容についても誰が行ったのか被害生徒が記憶していたことも多かった。

これらのことから、調査結果により確認できた加害生徒から被害生徒に対して行われた行為は、被害生徒と同じ学校に在籍するという「一定の人的関係」にある加害生徒が行った「心理的」及び「物理的な影響を与える行動」であり、被害生徒が心身の苦痛を感じていたと認められるため、「いじめ」として判断する。

また、様々な行為が行われているが、その中でも、トイレの個室に入っている時に上から覗かれたことは、被害生徒にとって心身に重大な被害が生じた疑いがある。さらに、被害生徒はこれまでのいじめ被害が要因となつて、「適応障がい」との診断も受けている。以上のことから、本事案は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案であると判断する。

## (2) 学校の対応状況

「X中学校いじめ防止基本方針」の共通理解の状況については、年度初めの職員会議や研修等で共通理解をする機会を十分に設けていなかった。そのため、全教職員が、「X中学校いじめ防止基本方針」に則った対応ができていたとは言い難い。いじめアンケートの取扱い状況については、アンケート実施後、副担任も回収やチェック作業に関わることもあったが、学級担任が一人でチェックして、学年主任へ報告するという対応が多かった。

被害生徒の状況については、小学校から中学校への引継ぎは入念に実施されていた。しかし、中学校では、被害生徒の発達特性について全教職員による共通理解が十分に行われておらず、適切な対応や支援ができなかった点があったのではないかと考えられる。

## (3) 学校の対応に関わる課題

教育委員会が本事案を調査するに当たって、以下の①から④について課題がみられた。

### ① 「X中学校いじめ防止基本方針」等の共通理解の徹底について

教職員の証言から、「X中学校いじめ防止基本方針」について、全教職員が十分に共通理解を図ることができていなかったと考えられる。また、いじめ防止のための研修等が十分に行われず、教育委員会作成の「SOSの見逃し0を目指すいじめ防止等の取組の充実のために～10の提言のポイント～」(以下、「10の提言のポイント」とする。)についても周知が図られていなかったと考えられる。

全ての教職員がいじめ問題への基本的な姿勢について共通理解を図り、組織的に対応することができていなかった。

### ② いじめアンケートの実施方法やチェック体制等について

「X中学校いじめ防止基本方針」及び「10の提言のポイント」に示された定期的なアンケートの実施や教職員間での共有・複数職員による確認について、本校では調査日の不明確さや、全生徒分のアンケート用紙の未保管といった管理上の問題が見られた。

令和7年2月のいじめアンケートで事案について記載していた生徒がいたにもかかわらず、学級担任が見落とし、複数職員によるチェックも行われなかった。複数チェック体制は以前より提案され、校長と生徒指導主事の間でも確認されていたため、迅速に導入されていれば事案を未然に防ぐことができた可能性があった。

教育委員会が確認した被害生徒のアンケート回答に被害の訴えはなかったものの、被害生徒の発達障がいを考慮すると、アンケートの内容理解や意見の記載が困難であった可能性があり、「10の提言のポイント」にあるように、家庭に持ち帰らせての回答も実行されていなかった。

### ③ 引継ぎを基にした生徒理解とその対応について

「10の提言のポイント」では、過去の生徒指導上の問題や配慮が必要な児童生徒に関する情報は、環境の変化で問題が顕在化することもあるため、小学校低・中学年の状況まで含めて確実に引き継ぎ、教職員間で情報共有と共通理解を図る必要性が示されている。

本事案では、被害生徒の小学校時のいじめ事案や発達特性に関する情報は中学校へ引き継がれていたものの、本校の教職員間での引継ぎに基づく生徒理解が不十分であったと考えられる。

被害生徒の成長や、教職員が周囲の生徒によるサポートがあると思い込んでいたことから、教職員による生徒観察や支援が十分に行われていなかったと推測される。

いじめが表面化していなくても、常時状況把握を行い、教職員による丁寧な見守りが必要であったと考えられる。

### ④ いじめの早期発見と相談しやすい環境づくりについて

「10の提言のポイント」は、表出していないいじめへの対応として教職員の認識強化、生徒のいじめに対する認識の促進、そして不安や悩みを適切に他に助けを求める態度（援助希求的態度）の育成が重要であるとしている。

被害生徒が特性上、自分自身で訴えることが容易ではなかったと考えられるため、周囲の生徒が他者の悩みや困りごとを信頼できる人に伝える重要性を理解し行動できていれば、いじめを早期に対応できた可能性が推測される。

被害生徒が2年時から嫌がらせを受けていたことを複数の生徒が認識しながらも多くが傍観にとどまり、また、学校が定期的なアンケートや教育相談を実施していたにもかかわらず、本件を把握することはできなかった。

これらの状況から、より生徒が相談しやすい環境が整備されていれば、いじめの状況を把握できたのではないかと考えられる。

## 5 教育委員会による分析・評価に対する宮崎市いじめ防止対策委員会からの提言

### (1) 本件事案への対処について

いじめは単なる謝罪では安易に解消できないため、学校はいじめ対策組織等で「解消している」状態を組織的に判断する仕組みを整える必要がある。

学校は、必要に応じて解消を確認するためのアンケートを実施し、学校生活や授業における安全安心な環境の提供に努めなければならない。

教職員は被害生徒の特性について情報共有しながら理解を深め、学級だけでなく学校全体で適切な支援を講じなければならない。

教育委員会も学校と連携し、いじめの解消に向けて組織的かつ継続的に被害生徒を支援していく必要がある。

### (2) 学校が行うこと ～X中学校に対する再発防止策の提言～

#### ① 「X中学校いじめ防止基本方針」等の共通理解の徹底について

本校では研修等が不十分であったり、「X中学校いじめ防止基本方針」について全教職員で共通理解を図るための場の設定が十分に行われていなかったため、未然防止・早期発見・早期対応が組織的に行われていたとは言い難い状況であった。

今後は研修を通じて、全教職員が「X中学校いじめ防止基本方針」の共通理解と、いじめ対応への理解を深め、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという危機感を持ちながら、未然防止、早期発見、早期対応に努めなければならない。

「10の提言のポイント」についても理解を深め、より具体的に学校におけるいじめ対応について研修を深めることが必要である。

#### ② いじめアンケートの実施方法やチェック体制等について

教育委員会の調査でアンケートの一部紛失がみられたため、保管・チェック体制を早急に見直す必要がある。本事案で、ある生徒によるいじめの記載が見逃されたことは重大化の一因と考えられ、担任と他職員によるダブルチェック体制の確立が求められる。宮崎市が推進するチーム担任制の方針に基づき、アンケートチェック体制において、組織として関わる体制づくりが必要である。

いじめやいじめにつながるわずかな情報でも収集できるよう、設問内容、頻度、実施者、実施場所などを常に見直し、工夫・改善に努めなければならない。また、自分自身の悩みだけでなく、他の生徒の状況についても記述できる問いや、いじめ行為が現在も続いているかを判断できる項目を盛り込むことも早期解決につながると思われる。

本事案の被害生徒には発達障がいがあり、アンケートの理解や正確な記入ができたか定かではないため、事前に保護者と回答方法を確認し、自宅で保護者と一緒に回答するなどの配慮が必要であったと考えられる。今後は、生徒の多様な実態に応じてアンケートを実施するなどの配慮が必要である。

#### ③ 引継ぎを基にした生徒理解とその対応について

本事案のように、周囲の生徒によるサポートが見られたために教職員が良好な関係と誤認するなど、課題が見えにくい場合があるため、生徒理解に関する引継ぎや

アセスメントを通じたより適切な生徒観察と対応に努める必要がある。

発達障がいを含む障がいのある生徒に関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深め、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該生徒のニーズや専門家の意見を踏まえた適切な指導・支援を行うことが必要である。

上記の指導及び支援は、学級担任や学年所属の教職員だけでなく、全教職員で共通理解することが必要である。

④ いじめの早期発見と相談しやすい環境づくりについて

生徒が不安や悩みを一人で抱え込まず、友達や保護者、地域住民等の大人に適切に助けを求める態度（援助希求的態度）を育成するため、SOSの出し方に関する教育を推進する必要がある。

教職員は、日頃からの生徒の見守り、観察、信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化やSOSのサインを見逃さないようにすることで、いじめの早期発見につなげることが求められる。

本事業で多数の生徒が傍観していた状況や、教職員に相談しづらい生徒もいることから、匿名での投書箱の設置や校外の相談窓口の紹介など、生徒が先生以外にもいつでも相談できる場所があることを日頃から伝えていくことが大切である。

(3) 教育委員会が行うこと ～教育委員会に対する再発防止策～

① 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解とそれに基づいた対応の徹底について

本校では職員研修等を通じて「X中学校いじめ防止基本方針」等の周知や理解の場が不十分であり、これらの方針や提言が定着していなかったと考えられる。

教育委員会は、本校だけでなく宮崎市内全ての小中学校でこれらの方針や提言が定着しているか把握しておらず、周知が徹底できていない学校が多い場合は深刻な事態である。

そのため、教育委員会は宮崎市内全ての公立学校に以下のことを行う必要がある。

- ・本事業について市内の全小中学校に周知する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の重要性を改めて啓発し、研修等をとおして各学校における子どもたちを支えるシステムを構築する。
- ・宮崎市の全ての教職員が研修等を通じてこれらの方針等を確実に周知しているかを確認する。

② 「10の提言のポイント」の見直し及び周知徹底について

配慮が必要な生徒に関わる事案であり、多様な背景を持つ児童生徒が共に成長し、葛藤に向き合って互いを知るよう支えることが学校の役割である。この取り組みは、教職員・保護者だけでなく教育委員会も児童生徒を支える仕組みをサポートしていくことが重要である。

「10の提言のポイント」に記載されている「配慮が必要な児童生徒に関わるいじめの対応」の具体例が限定的であるため、教育委員会はこれまでの事案を基に、必要な配慮や対応の仕方（例：サポートする生徒へのフォロー視点）を記載し、内容の充実を図る必要がある。

中学校学習指導要領「特別活動」の〔学級活動〕の内容（2）は、いじめの未然防止に関する指導内容と捉えられ、教育委員会は日常生活や学習において全ての教職員がこれを意識し、意見の違いを大切にすることを「10の提言のポイント」に盛り込み、学校に啓発する必要がある。

本校では全教職員への「10の提言のポイント」の周知徹底が図られていない状況が見られた。今後、宮崎市の全教職員への周知を図るため、教育委員会はオンデマンド研修等の内容を精選し、アンケート等で実施状況を確認するなど、受講者の見届けを含めた研修のあり方を検討する必要がある。

特別支援学級、通常学級のどちらに所属していても、全ての児童生徒に対して安全安心な教育環境が保障され、一人一人の可能性を最大限に伸ばせる風土の醸成に努めなければならない。